

令和5年度 消費者庁新未来創造戦略本部
モデルプロジェクト「民間企業との協働」
協力企業様向け アンケート

〔御協力のお願ひ〕

この調査は消費者安全確保地域協議会（通称：見守りネットワーク）と構成員（民間企業）との協働の効果を
実証することを目的とし、協力企業様の見守り活動や消費者安全確保地域協議会（通称：見守りネットワーク）
等に関する知識や実態、意識を学術的に把握する調査として行うものです。

アンケートは無記名式です。調査結果を集計する際には、対象者全体としてまとめた形で集計・発表します。
個別の回答結果につきましては厳重に管理し、皆様の個々の結果が外部に流出しないよう万全の管理を行います。
つきましては、突然のお願いで誠に恐縮ですが、本アンケートへの御協力をお願いいたします。

- ・ アンケートは必ず、御本人がお答えください。
- ・ アンケートは主に番号を選ぶ形式になっており、5～10 分程度で御回答いただける内容です。クイズ形式
の問題も含まれます。
- ・ 調査結果は、「どのような意見の方が何%いる」というように統計数値として処理し、御回答いただきまし
た皆様を個人的に特定することはございませんので、ありのままお答えください。
- ・ 質問文の後には、「1つに○」、「全てに○」などの指示がありますので、この指示にもとづいて当てはまる
番号を○で囲んでください。間違った場合は、二重線で消してください。

<はじめにお答えください>あなたご自身についてお聞きします

F 1 あなたの年代（1つに○）

1. 20代以下 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代以上

F 2 性別（1つに○）

1. 男性 2. 女性 3. その他・回答しない

F 3 職種（1つに○）

1. 外勤（営業・配達） 2. 内勤（窓口）

【本件問合せ先】

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地10階
消費者庁新未来創造戦略本部
TEL: 088-600-0000（代表） FAX: 088-622-6171
担当：坂本、賀古

見守り活動や消費者安全確保地域協議会（通称：見守りネットワーク）についてお聞きします

問1 全国的に注意喚起が行われている消費者トラブルの情報について、どのくらい気にかけていますか。

次のa)～c)について、それぞれ当てはまる番号1つに○をつけてください。

	とても 気にかけて いる	気にかけて いる	どちらでも ない	気にかけて いない	全く気にか けていない
a) 行政による情報 (広報誌、ポスター、ウェブサイト等)	1	2	3	4	5
b) マスメディアによる情報 (テレビ・新聞)	1	2	3	4	5
c) インターネットによる情報 (ネット上の情報・SNS)	1	2	3	4	5

問2 小松島市の見守りネットワーク事務局から発信される情報等はどのくらい気にかけていますか。

次のa)～c)について、それぞれ当てはまる番号1つに○をつけてください。

	とても 気にかけて いる	気にかけて いる	どちらでも ない	気にかけて いない	全く気にか けていない
a) メールマガジン、消費生活センター通信	1	2	3	4	5
b) 見守りネットワークの総会資料	1	2	3	4	5
c) ポスター、クリアファイル等の啓発物	1	2	3	4	5

問3 9月～11月の実証期間中に、消費者トラブルに遭っていると思われる・見守りが必要であると思われる住民について以下を行ったことがどのくらいありましたか。

次のa)～d)について、それぞれ当てはまる番号1つに○をつけてください。

	一度も なかった	一度だけ あった	2,3度 あった	何度も あった
a) トラブルが疑われる方を見つけた	1	2	3	4
b) 対象者の方に声をかけた	1	2	3	4
c) 社外の関係機関につないだ	1	2	3	4
d) 社内の関係者(見守りネットワーク総会の出席者)に伝えた	1	2	3	4
e) 名札裏面に記載の二次元コードから、見守りネットワークの事務局へ報告した	1	2	3	4

問4 見守りネットワークにおける見守り活動に対して、以下のようなことを感じますか？

次のa)～d)について、それぞれ当てはまる番号1つに○をつけてください。

	とても 当てはまる	当てはまる	どちらでも ない	当てはまら ない	全く当ては まらない
a) どのように活動すればよいか正直よくわからない	1	2	3	4	5
b) 見守りが必要だと思われる方はどんな異変や兆候があるか知らない	1	2	3	4	5
c) 自分も見守りネットワークの一員であるという自覚がしにくい	1	2	3	4	5
d) 事務局への報告の仕方がわからない	1	2	3	4	5

問5 実証期間を終えたご感想や、お気づきの点等がございましたらご記入ください。

消費者トラブルや消費生活相談についてお聞きします

問6 消費生活センター（消費生活相談窓口）が相談を受け付けている事例は1～6のうちどれでしょうか。

（当てはまると思う番号全てに○）

1. ××という企業の営業の態度を指導してほしい。
2. ダイレクトメールを見て冷凍カニを購入したが、広告に載っていた写真よりもずっと小さい商品が届いた。
3. 雇止めした元期間従業員が、雇止めの無効を主張して地位確認請求の労働審判を申し立ててきた。
4. エステを契約したが、高額であったのでクーリング・オフをしたい。手続きがわからないので教えてほしい。
5. 隣の庭の木の枝が自分の家の敷地に入ってきて邪魔だ。
6. クレジットカードのリボ払いで様々な買い物をしたために返済が大変だ。

問7 次のうちクーリング・オフできるものはどれでしょうか。（当てはまると思う番号全てに○）

1. 来訪したリフォーム業者と契約をしたが、施工後の請求額が見積額より高額のため支払いたくない。
2. 「通信料が安くなる」と電話で勧誘されプロバイダーを変更したが、安くならなかった。
3. インターネットで1回のつもりで注文した商品が定期購入になっていた。
4. 語学教室に入会したが、高額であるため解約したい。
5. 突然不要なアクセサリーを買い取ると業者が訪問し、指輪等を安価で買い取られたが、返してほしい。

（次のページに続きます→）

問8 小松島市消費生活センターの所在地は1～5のうちどれでしょうか。(1つに○)

- | | |
|--|---------------|
| 1. 小松島市福祉センター内（社会福祉協議会・地域包括支援センター等が所在） | 2. 小松島市立図書館内 |
| 3. 小松島市教育委員会庁舎内 | 4. 小松島市役所本庁舎内 |
| 5. わからない | |

問9 消費者ホットライン188に電話すると、どこに繋がるでしょうか。(1つに○)

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 1. 徳島県警察の相談窓口 | 2. 最寄りの見守りネットワーク事務局（消費者行政担当課） |
| 3. 最寄りの消費生活センター（消費生活相談窓口） | 4. 最寄りの消費者協会 |
| 5. わからない | |

* ご協力ありがとうございました *



消費者ホットライン188イメージキャラクター
イヤヤン